

条件付一般競争入札 有害鳥獣捕獲情報管理システム導入業務公告

役務の提供について次のとおり条件付一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月24日

長野原町鳥獣対策協議会
会長 萩原 睦男

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 有害鳥獣捕獲情報管理システム導入業務
- (2) 業務の概要 有害鳥獣捕獲情報管理システムの導入及び保守
- (3) 物品概要 別紙「仕様書」による
- (4) 納入期限 契約締結日から令和8年3月27日（金）までの間随時
- (5) 納品場所 長野原町役場

2 入札に参加する者に必要な資格

本事業の入札に参加できる者は、公告日現在において、次に掲げる条件をすべて満たしているものとしします。

- (1) 当該物品を期限内に適切に納入できる者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員並びに暴力団の利益となる活動を行う者
 - ウ 経営状態が著しく不健全である者

3 提出書類について

下記書類を入札書と併せて提出すること。

- (1) 提出方法 持参もしくは郵送による提出とする。
- (2) 提出期間 公告日から令和8年3月6日（金）まで【必着】
※持参の場合は午前9時から午後5時までの間（土日祝を除く）
- (3) 提出場所 〒377-1392 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 1340 番地 1
長野原町役場 農林課内 長野原町鳥獣対策協議会
- (4) 提出書類
 - ア 入札参加申請書（第1号様式）
 - イ 委任状（第2号様式）※必要な場合のみ提出
 - ウ 使用印鑑届（第3号様式）
 - エ 登記簿謄本（個人の場合は市町村が発行する身分証明書）*

- オ 営業概要書（第4号様式）＊
- カ 業務経歴書（第5号様式）
- キ 納税証明書（完納証明書）＊
- ク 誓約書（第6号様式）
- ケ 主要取引金融機関名（第7号様式）

＊が付いている提出物については、長野原町に入札参加申請（令和6・7年度）を行っている場合は提出の必要はありません。

（5）注意事項 提出された書類は返却しません。

4 入札執行の日時及び場所

- （1）入札方法 持参または郵送により提出期限までに入札書を提出
郵送の場合は、一般書留または簡易書留のいずれかとする。入札書は封筒に入れ割印をすることとし、封筒に業務名等を表記してください。
- （2）入札書提出期限 令和8年3月6日（金）【必着】
- （3）入札書記載金額 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は同税の納税義務があるか否かを問わず、税別の金額を入札書に記載すること。
- （4）提出先 〒377-1392 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 1340 番地 1
長野原町役場 農林課内 長野原町鳥獣対策協議会
- （5）開札日時 令和8年3月10日（火）午前9時 予定
- （6）開札場所 長野原町役場（当日の来場は不要）

5 入札保証金

入札保証金は免除します。

6 入札の無効

- （1）次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。
 - ア 入札に参加する資格のない者
 - イ 入札に関し不正行為を行った者
 - ウ 入札書について、入札金額が訂正されたもの又は入札金額、氏名及び印影について誤脱若しくは判読不可能な記載があるものを提出した者
 - エ その他入札に関する条件に違反した者

7 入札の中止

入札の実施が困難な特別な事情が生じた場合は、入札を中止し、又は延期することがあり

ます。これらの場合において、入札者又は入札に参加しようとする者が損失を受けても本協議会は補償責任を負いません。

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

- (1) 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀、結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき。
- (2) 事業の廃止、変更その他中止の必要があると認められるとき。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内（土曜日及び日曜日を除く）に、業務委託契約を締結してください。契約が締結されない場合は、その落札は失効するものとします。
- (2) 委託代金は、入札書に記入された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

10 支払方法

- (1) 前払金 無
- (2) 部分払 無
- (3) 精算払 群馬県からの補助金交付後となります。

11 その他

- (1) 本公告の他、関係法令等に遵守して行う。
- (2) 納入にかかる交通等は落札者負担とする。
- (3) システムの使用方法について関係者への指導を行うこと。

12 問合せ先

〒377-1392

群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1340番地の1

長野原町鳥獣対策協議会（長野原町役場 農林課 農林係内）

電話 0279-82-3035（直通）

FAX 0279-82-3115